

第8回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和3年2月5日（金）午後1時30分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第1号 農地審議 農地法第3条関係について
所有権移転
議案第2号 農地審議 農地法第5条関係について
農業委員会許可処理案件
農業会議意見聴取案件
議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①農地調整会議後の処理について
②農地賃貸借料情報について
③農地あっせんについて
④農地借受け希望について
- 5 その他
①人・農地プランについての話し合い
②「第18回明日に翔け！上伊那ファーマーズの集い」
について
③HACCP（＝ハサップ）研修会（食品衛生法の改正）
について
④農業委員会手帳カレンダーの訂正について
⑤農地基本台帳の送付について 2月22日（月）～
⑥当面の日程について
⑦その他

6 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	出羽澤平治	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

	開会
唐澤会長代理	本日の出席者でございますけれども農業委員、農地利用最適化推進委員とそれぞれ全員の出席を頂いております。会議規則第6条の規定によりまして、この総会は成立をしておりますので、ただ今から第8回農業委員会総会を開会致します。
高木会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名は、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名します。
	1. 報告事項
事務局	①農地法第3条の3の規定による届出について報告。 6件 68筆 番号2-31から番号2-36につきまして質問等、何かございますか。 (特になし)
議長 委員一同	特にな様ですが、よろしいでしょうか。
議長 委員一同	(はい)
議長	そういう届出でございますので、受理と致します。
事務局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。 5件 9筆 番号2-38から番号2-42につきましてご質問等、何かございますか。 (特になし)
議長 委員一同	特にな様ですが、よろしいでしょうか。
議長 委員一同	(はい)
議長	報告事項②について、5件全て受理と致します。
事務局	③農業振興地域整備計画の変更について報告。 10件 事務局長からも補足説明をして頂きましたが、除外1-1から除外1-10につきましてご質問等、何かございますか。
議長 委員一同	(特になし)
議長 委員一同	特になようですが、よろしいでしょうか。
	(はい)

議長	報告事項③についても受理と致します。
議長	報告事項は以上で終わります。
	2 議事
議長	議案第1号 農地審議 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題とします。
事務局	朗読 上程
	番号2-13は議案書と意見書にありますとおり、農地法第3条の許可要件の全てを満たしております。
議長	■から■へ所有権の移転という事であります。譲受人の■につきましては、農地を集約し周辺の農業を担っている訳でございます。地元委員の唐澤茂委員、何か補足説明はありますか。特に問題はありません。
唐澤茂委員	番号2-13につきまして何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。
議長 委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号2-13につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号2-13につきましては「許可相当」とします。
	以上で議案第1号は終わります。
議長	議案第2号 農地審議 農地法第5条関係(農業委員会許可処理案件)(農業会議意見聴取案件)についてを議題とします。
事務局	朗読 上程(農業委員会許可処理案件)
	番号1、番号2は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。
議長	地区担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
有賀晴彦委員	番号1につきまして、有賀晴彦委員の説明を求めます。
	地図は10ページになります。この場所は、■になります。
	譲渡人である■が、もう農業が出来ないという事で売り出した土地で、両側の土地には家が建っていますが、それに続いて真ん中の土地について、今回の申請が出てきたという事です。特に問題はないかと思います。
議長	ここは第3種農地になります。住宅の新築を1棟という事でありますが、番号1につきまして何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号1につきまして可としてよろしいでしょうか。

委員一同 議長	(異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号1につきましては「許可相当」とします。
議長 伊藤篤委員	番号2につきまして、伊藤篤委員の説明を求めます。 地図は12ページになります。場所は [REDACTED] のすぐ [REDACTED] です。譲渡人の [REDACTED] は、自宅が [REDACTED] の近くにありますて、そこからこの農地に農機具等の搬入をするのが国道の交通量が多くて難しく、さらに [REDACTED] であるという事で、今回申請があがつてきました。去年まで水稻を作っていました。譲受人のは、 [REDACTED] 方でアパート経営をしており、今回、南箕輪村の方へ進出という事の様です。事業計画につきましては、1Kと1DKの1階6世帯、2階6世帯の計12世帯のアパートとそれから駐車場が15台の計画となっております。雨水、排水につきましては宅内処理、給排水につきましては村営の物を使用、それから道路からの搬入は、ほぼ平ですのである程度の盛り土は行う様ですが擁壁等の施工は行わず、ただ西側に大きな用水路があるので、そちら側だけフェンスを建てるという計画であります。
議長 委員一同 議長 伊藤篤委員	番号2につきまして何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。 (特になし) こここの南側は、まだ農地ですか。 いいえ南側の方は、ここも前に [REDACTED] が持っておられたのですが去年、一昨年と2回に分けて転用をされてもう住宅になっています。
議長 伊藤篤委員 議長	では、こここの土地が空いているだけですか。 こここの土地だけ空いています。 はい、こここの農地は第2種農地という判断でありますけれども番号2につきまして、他に質問等はございますでしょうか。
委員一同 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	(特になし) 特にない様でございますので、番号2につきまして可としてよろしいでしょうか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。 番号2につきましては「許可相当」とします。
事務局	朗読 上程（農業会議意見聴取案件） 番号3は議案書と意見書にありますとおり、農地法第5条の許可案件の全てを満たしております。
議長	番号3でございますが、転用期間が3年という事の更新でございます。この営農型太陽光発電これについて新人の委員さん達は、その時の営農計画書を持っていないという事もありますが、どうですか。大丈夫ですか。

唐澤喜廣委員	ちょっと良いですか。今回送られてきた資料の中身を見ましたが、これが今回からは申請書という事になる訳ですか。
事務局	違います。
唐澤喜廣委員	基の申請書と比較ができませんが。
事務局	申請書の原本は、こちらにあります。審議に必要な部分は、議案として載せてあります。今回はそれに加えて営農型の部分を確認しないといけないという事で、抜粋をしたコピーを資料としてお渡ししています。
唐澤喜廣委員	はい、そうなのですか。
議長	この営農型太陽光発電というのは、いわゆるソーラーシェアリングというものです。
事務局長	営農型太陽光発電の場合は、パネルを支える支柱部分の面積だけが転用対象になります。
議長	簡単に説明を致します。農地調整ハンドブックに載っていますが、農地に支柱を建てて上空では太陽光発電をし、下部の農地は営農を継続しなければならないという形態であります。平成25年に農水省から通知がされて、平成30年に少し改正がされてはおり、この本の4-73に載っております。現在は、村で1件だけです。農業収入をより得るという事のモチーフでこういう制度ができたのだと思います。この案件の経緯としては、平成27年に1回目の許可がされました。その後平成30年に2回目の更新許可を得ております。[REDACTED]他5名の農地を借りて、上空間では[REDACTED] [REDACTED]という会社が太陽光発電を行っておりまして、支柱部分の面積が一時転用の許可がおりた所でございます。第5条の許可を受けて一時転用の3年が経ちました審議であります。下部の場所については皆様現地確認をし、分かっているかと思いますが、地元の農業者が営農を行っているという事でございます。営農の方は皆様ご存じの様に[REDACTED]利用権設定をしております。地上権は20年間設定をされています。下部の農地は3年ずつの更新になっています。[REDACTED]が主になって3人の方がここで農業を行っています。作物は日照が少くとも、あるいは日が当たらなくても栽培が可能な薬用ニンジンを栽培しているという事であります。地元委員の北爪委員さんに補足説明をお願いしたいと思います。
北爪秀夫委員	それでは、これから説明をしていきますので、その中で何か違う所がありましたらご訂正をお願い致します。三点ほどについて説明を致したいと思います。まず一点目でございます。場所、隣接をする周囲の状況ですが、場所等につきましては昨年10月に現地視察をして頂いて、場所、規模、周囲の状況等は大丈夫かと思います。また隣接をしている農地の様子は、西側、北側、東側については牧草または飼料用トウモロコシが栽培されております。南側は駐車場になっております。当初より心配をされていましたソーラーパネルから落ちる雨水が流れ出すという心配ですけれども、東側の境付近に穴を掘りまして土砂等にたまる様にしてございます。穴が浅く

なった時には土を掘り返して雨水が溜まる様にとお願いをしてきました。以上の事から過去6年間フェンス際の除草も行われ周囲への問題等もないかと思います。二点目はこれから労力の見通しについてです。先日、譲渡人又は営農者となっている[REDACTED]より話を伺って参りました。労働力につきましては、営農者である[REDACTED]の意欲、健康状況をお聞きしたところ[REDACTED]はちょっと[REDACTED]をしたという事もありまして意欲が少し落ちているという事もございますけれども他の二人は意欲があるという事でございました。この先と致しましては、バイト又は社協とも相談をしながら人材を確保していくみたいという事でございました。三点目は、計画では令和3年の売り上げが[REDACTED]、令和4年が[REDACTED]となっておりますがどうでしょうかという事をお聞きしたところ、それはなかなか難しいという事でございました。薬用ニンジンは、天候や土壤に左右をされ、難しいという事もおっしゃっていました。薬用ニンジンを収穫した後はどうしますかという質問に対しまして、作物の変更も考えているという事でございました。転換の作物と致しましては、収益性が上がるセンブリまた現在自宅北側にも栽培をしているブルーベリーを考えているようです。味とか大きさなどを考えて何種類かの苗を取り寄せる計画という事でございました。営農者の方々は成果を上げようと試行錯誤して一生懸命取り組んでいる最中だと思いますので、温かく見守つて頂く事も大切だと思います。

議長

今回これを審議していかなければなりませんが、3年毎に再申請という事で出てきておりますが、要点としては営農型太陽光発電の全体を審議していかなければなりませんので、お願いしたいと思います。農業委員会では毎年2回の現地調査で農業者に対する意見、状況の聞き取り等の説明を受けております。去年も6月と10月に行いました。10月はここメンバー全員で行った訳でございますが、見に行った時期が遅くて冬眠というか上部はもう緑の所は枯れてしまつて休眠状態という事でございました。6月に見に行った時は非常に良い状態でした。それらの状況等も踏まえて審議をして頂きたいと思います。この一帯の面積それから上の発電施設等3年なり20年の許可になりますが、そこに変更はありますか。

変更は、ありません。

はい、ありがとうございます。下部の営農の現状と今後の継続性はどうかという事でありますが今、北爪委員から説明があった通りでございます。

はい、ちょっとすみません。今の耕作面積の件なのですが、前回の申請の時は変更という事で14,336m²という耕作面積になっていたと思うのですが、今回はまた計算が9,900m²に戻っています。これは前回の時にわざわざ14,336m²に直したところですが。

この記載部分の下の記載要領という所に「作付面積」は、営農型発電設備の下部の農業面積を記載して下さい。と書いてありますので、多分前回も

事務局

議長

伊藤篤委員

渡邊健寛委員

	それで修正をしたのではないのでしょうか。今回もこれが間違っている様なら訂正をして直せば良いと思います。
議長	この下に記載要領が細かく書いてありますので、これでいくと作付面積は14,336 m ² になりますよね。
事務局	そうですね。記載要領の通りに記入するべきところでした。
議長	それでは9,900 m ² は、14,336 m ² に戻しますか。
事務局	はい、戻します。
議長	では、そこは14,336 m ² という事で進めて参ります。面積的な事は今まで特に変わりはないという様な事ですが北爪委員、現場を見た感じは大丈夫ですね。
北爪秀夫委員	はい、大丈夫です。
議長	ありがとうございます。では発電施設とか雨水処理システム等の改築だとか変更というのも最初から全然変更はないですね。
北爪秀夫委員	ありません。
議長	皆様も現地確認はしておられますので、その他にお金が増えたという事もないと認めて良いですね。それでは今言った発電設備の下の農地面積と下部の農地における作付面積は14,336 m ² という事に致します。後は営農がもし継続されなくなった場合に仮に作付けが出来なくなつた場合は、上の太陽光発電設備の撤去について、その費用が担保されているか確認をします。念書など事務局で何か分かりますか。前回の申請時は、念書それから撤去費用が当初は [REDACTED] という事で確認をしました。銀行等の残高証明もですが今回のもありますか。
事務局	申請書には、残高証明として [REDACTED] ほどの普通預金の残高証明書を頂いております。なので撤去費用の [REDACTED] は、これで賄えるという事で確認をしております。
唐澤喜廣委員	費用の事は分かりましたが、それと念書は付けてありますか。
事務局	念書については土地の所有者と農業委員会宛に、何かあつたら撤去をしますという様な事を間違ひなく貰っております。
議長	要するに、ここ下で農業が出来ないといったり、ここで不許可になった場合には、上の太陽光発電施設は撤去しなさいという事に農水省の指示でなっておりまます。その念書と撤去費用は今の事務局からの説明では足りている様です。後は下部の営農状態それから継続性この辺を皆様に審議をして頂きたいと思います。現地確認をして、見て来て頂いた通りでございますが、当初の計画に沿って営農がきちんと行われているかどうか、一人ひとり委員の皆様から意見を頂きたいと思います。
伊藤良夫委員	はい、私は6年間ずっと見ていて一生懸命やっているという事は良く分かるのですが、それより問題は良い成績が全然あがっていないという事なのです。この営農計画書を見てもものすごく儲かる様にはなつてはいるのですが、実際には薬用ニンジンが出来ていないのに、ここから果たして収入

	が上がるのか。この前11月に、皆様と現地を見に行った後、西箕輪の与地に見に行つたのですが、大芝のとは全然違うのです。大芝は雑草も生えていませんでしたが、西箕輪の与地はものすごく雑草が生えるのです。多分水分がある場合には雑草も生えてくると思うのです。大芝の所は、ほとんど上の方には水がないですから、あれでは雑草も生えてこないと思うのです。もう少し水分をやるだとか何か色々な事を考えてやってほしいのです。水はやらないでいいと良く言っていたのですが、ネットで調べてみると今水で育てている所があるのです。なので営農者の皆さんにもっと色々と考えてやってほしいです。
議長	その辺はまた来年現地確認に行く予定がありますので、我々が的確なアドバイスが出来るかどうかわかりませんが、営農者の方にそういったところは伝えていたら良いかと思います。
北爪秀夫委員	その件についてちょっと良いですか。
議長	はい、どうぞ。
北爪秀夫委員	その事についてこの間、[]と話をしました。そうしたらやっぱり夏の時に水路がなかったという事は承知をしていました。いくらか最初の段階で土を動かしたそうで、その時に養分がバラバラになって、薬用ニンジンが今もずうっと青く茂っているのですが、できない所は今もずうっとできない今までいるという事で、本人もそこのところは大分承知をしている様でした。
議長	あそこは水をやれる装置があると言つてはいませんでしたか。
伊藤良夫委員	前に水は、ないと言つていました。
北爪秀夫委員	あそこに、畑かんのマンホールはないです。
伊藤良夫委員	水がないので、もし水を撒くという事になるとまた何かしないとだという事を前に言つっていました。
議長	この薬用ニンジン自体はサイクルが6年間から7年間で、それくらいにならないと収穫をされないという事でございます。計画によると今年には収穫がされるという事で営農計画書に書いてあります。はい、こちらの件につきましてご意見等ござりますでしょうか。
唐澤喜廣委員	はい、この申請書の様に本当に収穫量が計算通りに取れるのかという事で収穫量、掘り取り経費の計算を見て集計をしてみました。令和3年と令和4年に合わせて4,484 kgできますという事で、先ほどありました太陽光設備の下部の農地面積14,336 m ² から支柱部分の207 m ² を引いて10a当たりどれくらい取れるかというと、この計算でいくと317 kgという様になりました。それから収益と支出の部分がありますので合計をしてみたら令和3年は、Aブロックでしかできませんので全部でマイナスがありました。それで令和4年になりますとBブロックとCブロックが最盛期になりますのでトータルで[]ほどプラスになるという計算であります。それと私が最も心配をしていたのが、[]からお金を借りて

	<p>作業をしている訳でありまして、この 10 ページの表を見て頂きますとそれぞれ平成 27 年から令和 2 年までの実績と令和 3 年からの推計に書いてあります。今年までに [REDACTED] から借りたお金の合計が [REDACTED] で、これまでの経費を見ますとえらい事になっているなあとthought していました。先ほども申し上げました様に令和 3 年については、まだまだマイナスなのですが、令和 4 年の B ブロック、C ブロックの収穫量がこのままいけばプラスになるという事が一つ、それから先ほど申し上げました 10 a 当たりの収穫量について、資料の 7 ページの下部の農地の単収を見ると単収見込みが 505 kg で、これはちょっと凄い数字だと思いましたが、これもこの通りにいければ最終的には赤字ではなくてプラスになり、[REDACTED] に返せるという事であります。営農型の農業者さん達も一生懸命にやっているという事で、今ありました課題を次の営農者に繋ぎながら頑張って頂くという事で、この申請につきましては私はやむを得ないという事でよろしいのではないかなあと思います。</p>
議長	<p>はい、数量云々という話が出ております。8割単収というのは何を基準にするのかという事が課題になってきますしね。当初は [REDACTED] へ行き指導を仰いでいましたが、今では [REDACTED] の方で指導を仰ぎながら取り組んでいっているという状態であります。いわゆる知見を有する方の意見を参考にするしか仕方がないのかなあと、我々も思ってはきたところであります。いずれにしても今年は収穫をしてそしてまた来年からはまた再度基に戻って 2 サイクル目の栽培を始めるという様になろうかと思います。心配される所は C ブロックが、先ほど北爪委員より説明がありましたとおり作物転換を考えたり次期作の事を考えている様ですので、それはまたその時に申請が出てきた時に審議をすれば良いのかなあと思っているところでございます。皆様どうですか他にご意見等ございますでしょうか。</p>
伊藤篤委員	<p>はい、ちょっと事務局の方へお聞きしたいのですが、いつの日だかに全農新聞の記事の中にこの収穫量 8 割が何かおかしいのではないかという事で見直しをするだとかしないだとかという話が載っていたのですが、それについて何か提示だとか告示はありますか。</p>
事務局	<p>それについては、今のところ検討をするという様な事が新聞の記事に載っていたかと思うのですが、改正についての通知はまだありません。</p>
伊藤篤委員	<p>今のところは、その 8 割というのは生きているという事ですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
唐木義秋委員	<p>はい、私が一つ気になるのが 6 年経過し、このいわゆる売電契約での権利は 20 年ある訳ですよね。あと 14 年ある訳ですけれども、私が一番心配をするのは下で作っている人の年齢です。先ほどの北爪委員の説明を聞いていると一人具合が悪くなってきたと、それに一緒に営農をされている人もそんなに若くもないなあという事で、これは将来的に後継者というか、そ</p>

	ういう人達が確保されているのかどうかです。それからもう一点は作物をセンブリを作るとかブルーベリーを作るだとか色々これからは変えていこうという話がありましたが、逆にそういう話が出てくるという事は当初の計画の薬用ニンジンにはもう見切りをつけたのかなあと、そしてそういう事はありなのかという感じが私はちょっとします。仮に第2弾はブルーベリーをやるにしてもですね、一回植木鉢に飢えておけば実がなるまでは6、7年かかるので、それまでは水を与えていれば良いのかなあと、そういう事も考えられますのでね。継続性という面で見た時に農業委員会としてフォローしていけるところがないのかなあというところをちょっと感じました。以上です。
唐澤喜廣委員	今のブルーベリーの話ですけれども伊那市の西箕輪や福島でも作られていますよね。まずブルーベリーを作るには背が今のパネルよりも高くないとダメだと思います。それから [REDACTED] がやっているブルーベリーは水耕栽培なのですよ。
唐木義秋委員	給水装置があるという事ですね。
唐澤喜廣委員	はい、給水の設備がちゃんと整っているという事なのですね。それで今の大芝の太陽光の所へブルーベリーを植えようという訳にはいかないなあと思います。
議長	はい、そういう計画は、営農者から申請書が出てきているわけではありませんので。今の時点では令和3年に掘り取り出荷をして令和4年からは、また土作りをし直してまた元の薬用ニンジン作りに励むと、種もだいぶ取ってある様ですしね。そんなところですが、いわゆる作物変換自体について、分かっている範囲で良いですがどうでしょうか。
事務局	はい、農林水産省から出ている営農型発電施設の実務用Q&Aという営農型設備の設置者向けのものがありますて、その中の最後の問い合わせに計画期間の途中で農作物を変更した場合にはどうすれば良いのかという問い合わせがあります。それによると農作物を変更する場合には、営農型発電設備とその下部における営農計画書及び当該農地における影響の見込み書を新たに作成をして農業委員会に提出をして確認を受けて下さいという事が書いてありますので、途中で作物転換をしていくという事がダメという事はないです。それから県へ確認をした段階では今の所8割の単収という事が目標値にあるので、そこにいかに近づけていくかを農業委員会としてはアドバイスをしたり、していくというのが良いのではないかということでした。例えば薬用ニンジンが出来なかったり、単収の8割にいかなかったり、それをずっと継続するのではなくて、それを8割にするにはどういうふうに工夫をしていったら良いのかといったところで、工夫、改善をアドバイスしていくとか、あるいは8割の単収になる様にするには何の作物なら出来るのかというところで、そういう作物に転換をしていくという事も必要ではないかという様な事をおっしゃっていました。

議 長	これはそういう申請が出てきからやればいい事ですので、今は、もし薬用ニンジンを再生するという事で指導をしたら良いという事ですね。
事務局	そうです。もし途中で作物転換をする場合でも、この申請の許可が全てダメになるという事ではなく、再申請をしてそれでまた許認可を受けるという事ではないという様な事を言っていました。
議 長	これはまだ作物転換が出てきている訳ではありませんので、ここでは審議とはなりません。
唐澤喜廣委員	先ほど唐木委員さんから出されたこの先 14 年というのは、それは別に営農型だけではなくて日本の農業、もっと言えば我々の皆が抱えている問題なのです。そこを今 14 年後に後継者はいるかどうかという事ではなくて、やっぱり 14 年間どうにか頑張ってもらうというそういうスタンスでいかないと、これは日本の農業をしている人が皆抱えている問題なのですよね。やっぱりこれは助け合ってやっていくよと、そういう事だと思うのです。
議 長	これを 6 年前に許可をした時に、営農者にその辺を質問した事があるのですが、後継者は居ます、20 年間ありますけれども大丈夫ですとのことでした。その辺は北爪委員も何か聞いていると思いますが。
北爪秀夫委員	今、実際に [REDACTED] いちごをハウスで作っています。 [REDACTED] [REDACTED] ね。それでその [REDACTED] が居まして [REDACTED] が居るそうなのです。それで [REDACTED] によるとその [REDACTED] の方に任せたいという希望があるみたいです。それまでは社協と相談をしながらという事で、社協はそういった人材があるのか分かりませんが社協にお願いをして、そういった人材を回して頂くという様な相談をしていると聞いています。
議 長	[REDACTED] を使ってやっていくという事で、雇用が生まれればまたそれはそれで良い事です。後継者の件はこの様な事でございますが。はい、他にはどうですか。有賀委員、何かございますか。
有賀晴彦委員	一生懸命やっているので仕方がないでしょうか。薬用ニンジンを売る計画になっていますので、一回どんなものなのか見てみたいという気もあります。実際にどんな感じで売れるのかというのを見てみたいというところもあるので継続で良いかと思います。
議 長	はい他にはどうですか。伊藤委員どうですが。
伊藤篤委員	まずこれ継続の許可になるのかならないかというのは、8割作物が出来ているのかという事が一番になるのではないかなあと思います。今回は収益がまだ出ないので次回に検討をするのか、この次の時は何かこの 8 割目標というものについて例えばどういう理由でできなかつたのか、そこを検証してもらって理由書みたいなものを出してもらうとか、次回の時になるかと思いますけれども、必要なのかなあと思っています。8割というのは大変ですけれども、今まで実績 6 年間やられているので種子なども取ってありますので、出来れば継続をして薬用ニンジンをやってもらわなければなあと私は思います。今まで 6 年間色々とやって尚且つこれからももっと考え

渡邊健寛委員	てやってもらえば、もう少しほは収益も上がるのではないかという期待も込めてですけれども、私は継続で良いかと思います。
唐澤喜廣委員	はい、この計画書の7ページに単収に関するお話を書いてありますが、地域の平均的な単収で先ほど会長さんも言わましたが、[REDACTED]よりはもっと近い[REDACTED]値を採用していくべきだと思いますのでここを[REDACTED]数字をしっかり入れて頂いて、それとの比較の方が良いのではないかと思います。
渡邊建寛委員 議長	渡邊委員さんがおっしゃった様に[REDACTED]数字、多分これがしっかりととしていると思いますのでね。参考に[REDACTED]聞いてみるのも良いのではないかかなあと思います。
北爪秀夫委員 議長	そうですね。是非そうしてもらえたたらと思います。 そんな事で、きちんとした数字を[REDACTED]方へ聞いてみないと分かりませんが、そういう数字が出れば我々の一つの検討材料になります。今の状態ではどことも比較はできないし、ただやっていればいいやという様な事になってしまいますので、そういう数字を調べて営農者の方へもお知らせをして、8割という事でこのくらいは最低でも取る様に努力をしてもらいたいというお話はしていかなくてはいけないのかなあと思います。その前にも中国から苗を送ってもらったけれども半分ほど腐っていて使えなかつただとか、種をとったけれどもその半分もうまく芽が出なかつた事もあつたりして、そういう事は今まで営農者の方からこちらへ報告がありましたが、いわゆるやむを得ない事情というのは農業をやっていれば何処ででもある事ですし、そこらへんはちょっとご理解をして頂く状況も必要だと思います。はい、他にはどうでしょうか。
渡邊健寛委員 議長	はい、ちょっと大芝にも限らないですけれども、もし他の場所で営農型をやるとなった場合に、8割以上作物が出来なくともまあ仕方ないわと、それで作物転換をしてまた3年間他の物を作ればいいやという様な事があつたとすると、そういう事が心配なのかなあと思います。
はい、まだそういう申請が出ておりませんので何とも言えませんが、薬用ニンジンの営農計画書はきちんと出してきてもらっていますので、それに従ってやっていくという事を前提に農業委員会では許可をしています。	
はい、ここに意見書というものがあるので、もう変えないのかなあと思つてしまつたのですが、この意見書はあくまでも第3者の意見書という事なですか。	
はい、営農者の方が出しているわけではないですね。最初の頃の意見書と色々とちょっと変わってきていますが、今までは大芝の現状を見てもらってそれに対しての意見でしたが、今回は他の作物に切り替えた方が良いのではないかという様な意見です。これはあくまでも意見書ですので、まあ当然参考にはしていきますが。	

唐澤喜廣委員	はい、前回の意見書ですけれども、これは色々とデータが載っているのですけれども、上記の説明より営農型太陽光発電を利用した朝鮮ニンジン栽培事業は上記可能な事業と判断を致します。加えて当社は昨年末、日本漢方薬メーカー、これは[]だそうですけれども、ここと継続をして今後5年間の朝鮮ニンジンの委託栽培を実施する事になりました。従って栽培と販売について今後何も何ら問題は発生しませんと、こういうとても前向きで知見的な意見書であります。
議長	そうですね。それで今回の意見書はそれところと変わったもので、私もオヤッと思ったところです。はい、どうでしょうか他にも意見はありますか。去年から委員になった方々で、松澤委員はどうですか。
松澤良行委員	はい、一応理解はそれなりにはさせて頂いたのですが、今の状況が継続をすると難しいのかなというのもちょっと思います。それでもやっぱり長い目で見ていかなければいけないかなあという部分もあります。それから資料の11ページの各ブロックの令和2年末の状況と今後というところで、内容を見てみたら悪い情況しか書いてなくて、今後どうしようかという様な前向きな方向というのが聞かれないのであるかなあという事で、これから先の自分達の思いとかそういうのが見えない部分もあって、そこがちょっと心配かなあとは思います。日々ご苦労をして頂いた中で、こんなふうに前向きで動きたいという意見が出てくると、また支援、応援をする事にも繋がるのかなあとは思いました。
議長	その辺は今後、営農者本人達にこういった意見が出ましたという事を伝えいかなければならないのかなあと思っています。
有賀晴彦委員	ちょっと良いですか。先ほどの12ページの意見書の日付が令和2年1月12日になっていますけれども、これで良いのでしょうか。
事務局 北爪秀夫委員	令和3年の間違いだと思いますので、訂正します。
事務局 北爪秀夫委員	朝鮮人参作付けから4年が経過したとありますけれども、4年というどういう意味ですか。
事務局	土作りを2年間しています。それから作付けをして4年が経ち、合わせて6年経っているという事になります。
議長	そうですね。資料の4ページに平成28年に種まきをしたと載っています。
唐木義秋委員	はい、他にどうですか。
	ちょっともう1点だけ教えて下さい。取り掛かりの話は良く知らないので、ちょっと事務局にお聞きしたいのです。たまたま今回は薬用ニンジンという非常に難易度の高い作物に挑戦をして非常に苦労をされていると、農業に携わっている方は大変苦労をされています。全国的に見ると営農型太陽光発電という物の下に作る作物で、いわゆる許可になっている物の中に牧草というのもあるのですよね。私としては、本当に非常に難しい作物にずっとチャレンジをして、向上心が非常に高くて尊敬をするのですけれども、多分8割の収益は無理だと思うのですよね。区画が枯れてしまったり

	<p>芽が出てこなかつたりで、どうしようもないからセンブリでも作りましょうというのは七転八倒している様な状況ではないのかなあと私は感じます。ちょっと極論を言って申し訳ないのですけれども仮にね、牧草を作つて大芝あるいは近隣で営農をしている人には無料で配布しますよと、どんどん刈って下さいという様なビジネスモデルというのは出来ないのでしょうか。</p>
議長 事務局	<p>はい、何か事務局でいう事はありますか。</p> <p>牧草を作るというのは確か1回目の申請の時にその様な話が経過の中で出てきていたかと思います。しかしそれがなくなっているので、何か適さない理由があったのではないかと思います。</p>
議長	<p>こここの発電施設はちょっとまれなのですよ。ソーラパネルが敷きつめられていて多分農水省は、この様な営農型発電設備を最初から想定はしていなかったと思うのです。というのはパネルとパネルの間を空ける様に張つて、間へは光を通すように、あるいはパネル事態がくるっと回る様にして、下で作る物に必要な日射量は確保できると、一般的なソーラーなら全然日射量は確保できないですよね。そういう事もあって、この営農型太陽光発電は、散々もめたのです。先ほど事務局も言われた様に当初は牧草を作つて、それを当然自分達で生産をして買ってもらうという様な案も出てきたのです。でもパネルの下では恐らくできませんよ、ろくな物はできません。先ほども言われましたが8割単収をクリアできますかという事で聞きましたが、それは無理ですよね。肥料をたくさんやればいいという様な事も言われましたが、色々と審議をした経過があります。それでこれは不許可になりました。ここは設備自体がメガソーラーみたいに張つてありますて、要は基本的に光があまり通らないよと、だからその下でも出来る物があるかと模索した結果が朝鮮人参でした。全国的にこういった物は珍しいのではないのかなあという感じです。パネルが上の方にある様な物を最初は想定していたのではないかと私は思ったのですが。伊藤良夫委員、何かどうですか。</p>
伊藤良夫委員	<p>一番最初は牧草を作つて [] に牧草を販売するという予定だったのですが [] もそんなに栄養価のない牧草はいらないという事で困つてしまいまして、その次に出てきたのがヤギを飼つてやるという話になつて、それでみんなであちこち歩き回つてヤギの勉強をしたのですけれどもそれもダメになりました。朝鮮人参の話は、神奈川県の農業試験場に太陽光設備の下で作物を作るには何が良いかという事で聞いたら朝鮮人参が良いのではないかという事で、この話が始まつたみたいなのですよ。本人達が朝鮮人参が良いから植えて始めた訳ではなくて、太陽光発電をする会社が太陽光発電を主にするには何か営農をしないといけないので、それで幾つか上げていった結果、朝鮮人参にたどり着いたらしいです。</p>

伊藤篤委員	農水省のホームページを見ると実際に下で米を作ったりパネルの間隔を少し開けて設置してブルーベリーを作っていたり、そういう写真が載っています。
唐木義秋委員	私は、たまたま牧草にしてみて皆に配れば良いではないかと思っていましたが、その牧草を欲しいという人がいないというのは、ちょっと困ってしまいますね。全国の色々の情報を集めてみると、そういう事実があつたので聞いてみました。非常に難しい問題だとは思うのですが、まあ本人達がやると言っている、それから■までやってくれるという事なので、多分8割単収は取れないでしょうけれども、これはまあ許可が適當かなあというふうにも思ってはいます。
議長	これは売った金額ではなくて、要は収穫の数量が8割というのが、基準になっています。どうですか農業委員で丸山委員や征矢委員、他にはどうですか。
丸山芳雄委員	特にありません。
征矢昌博委員	その8割というのが今のルールだったら、そこをしっかり確認したという事であれば良いのかなあと思っています。
議長	そういう事で、今のところ聞いていますと8割というのが大変難しそうですね。実例もなかなか少なくて、本当に試行錯誤、悪戦苦闘している様子を皆さんも確認をしておられる事と思います。現地確認も年2回ほど行っておりますが、今年は収穫をするそうですので、その頃ちょっとまた見せてもらえたらいいう様な考え方をもっておりります。この案件を許可にするか不可にするのか決断をしないといけないのですが、特にこの案件は不可というご意見にあたる方はありますか。
委員一同	(特になし)
議長	ございませんか。今年は最初の収穫が行われるという事でございますので、そのへんは期待をしてという事で、番号3につきまして許可をされる方、農業委員の皆さんだけで良いですが、挙手をお願いしたいと思います。
農業委員	(許可挙手 9名)
議長	ありがとうございました。不可という方は、いらっしゃいますか。
農業委員	(不可挙手 1名)
議長	ありがとうございました。長々とご審議を頂きました。この案件につきましては、当委員会では9票賛成、1票反対という事でありますので許可と致します。今後も現地確認に行きますので農業者の方を支持していきながらやっていきます。是非これは成功をしてもらいたいですし、農業委員会でも後押しをしていきますので、そのへんのところをしっかりと伝えて頂いて、なかなかアドバイスは出来ないですが、その辺は知見を有する方の指導もありながら今後もしっかりとやっていって頂きたいという事で許可と致します。
事務局長	番号3ですが今、許可になりました。この審議で出された意見の中でしつ

	<p>かりと指導をしろという意見があったと思うのですが、そこを一つ許可条件としていきたいと思います。良夫委員さんが言われました様に水対策はどう考えていくのか。困った困ったではなくてどうするのか、もっと栽培状況をみて、もう少し指導をあおりながらやっていくところでお願いをしていきたいなあと思っています。先ほどの意見書の中でもについては弊社では、土作り2年で一作を基本としてと書いてあるこの意味が、ちょっとひっかかるところがありますが、土作りが上手くいかないのでその先もちっとも上手くいかないという様な感想をもっている様ですので、そういうところをもう少し研究をして努力をして頂きたいなあという事を意見として付けていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
議長 委員一同	いいですね。
議長	(はい)
	当初の許可も9項目ほど許可条件を付して許可しますので、今回も同様にしていきたいと思いますのでよろしくお願ひ致します。
	以上で議案第2号は終わります。
議長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題にします。
事務局	朗読 上程
	17件36筆
	以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
議長 北爪秀夫委員	番号2-272から番号2-281につきまして何かご質問等ござりますか。
	はい、番号2-277なのですけれども、これ10a当たり40,000円という事なのですけれども野菜を作つて40,000円なのですよね。この方は、ここの場所の他で耕作をされていますか。
酒井文代委員	番号2-277のですが、これはのハウスですね。だいたい50,000円だった所が10,000円安くなったという事になります。じわじわと価格を下げてきたのは、あそこがもう40年も経つからですが、施設維持に非常にコストがかかるという事で、こういった価格になつております。それでは、でもオペレーターをやつたりと色々とやって下さっています。
議長 酒井文代委員	番号2-277はの中のハウスという事ですね。
議長	ハウスです。
	はい、施設も一緒に借りるという事で、この様な価格になつてゐるかと思います。
議長 酒井文代委員	は、他の所でも農業をしていますか。
	はい、しています。

北爪秀夫委員	はい。もう一点よろしいですか。番号 2-280 と番号 2-281 ですけれども、これは契約期間が 11 か月とちょっと短いですけれども何か理由がありますか。
事務局	はい、土地の所有者に確認を取ったのですがこの後、ここの土地を処分したいというのがありますて、そういう事も考えているので 1 年ずつ更新をしていきたいということです。
議長	はい、その様でございます。1 年の期限で更新をやっていき、先の事は分からぬという事で、よろしいでしょうか。
北爪秀夫委員	はい。
議長	他には、ありますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号 2-272 から番号 2-281 につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号 2-272 から番号 2-281 につきまして「決定」する事とします。
	番号 2-282 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限により伊藤良夫委員は議事に参与する事ができません。この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様ですので、番号 2-282 につきましていかがですか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号 2-282 につきまして「決定」する事とします。
	番号 2-283 につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号 2-283 につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号 2-283 につきましては「決定」する事とします。
	番号 2-284 につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限により伊藤良夫委員は議事に参与する事ができません。この案件につきまして、何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様ですので、番号 2-284 につきましていかがですか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号 2-284 につきまして「決定」する事とします。

議長	番号 2-285 から番号 2-288 につきまして何かご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので番号 2-285 から番号 2-288 につきまして可としてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 番号 2-285 から番号 2-288 につきましては「決定」する事とします。 以上で議案第 3 号は終わります。
議長	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題にします。
事務局	朗読 上程 4 件 10 筆 以上の計画申請は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 号の各要件を満たしています。
高木繁雄委員	番号 2-289 につきましては私が担当でありますが特に問題はございません。次に買い受ける方は、[REDACTED] という事になっております。
議長	番号 2-289 につきまして何かご意見、ご質問等はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号 2-289 につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 番号 2-289 につきましては「決定」する事とします。
議長	番号 2-290 につきまして担当委員の唐澤茂委員、何か補足説明はありますでしょうか。
唐澤茂委員	補足をする事は特にございません。
議長	番号 2-290 につきまして何かご意見、ご質問等はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号 2-290 につきまして可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。 番号 2-290 につきましては「決定」する事とします。
議長	番号 2-291 につきまして担当委員の有賀晴彦委員、何か補足説明はありますでしょうか。
有賀晴彦委員	ここも次に買い受ける方が決まっておりますので、特に問題はございません

	ん。
議長	番号 2-291 につきまして何かご意見、ご質問等はありますでしょうか。 (特になし)
委員一同	特にない様でございますので、番号 2-291 につきまして可としてよろしい でしょうか。
議長	(異議なし)
委員一同	「異議なし」と認めます。
議長	番号 2-291 につきましては「決定」する事とします。
議長	番号 2-292 につきまして担当委員の唐木義秋委員、何か補足説明はあります でしょうか。
唐木義秋委員	補足する事は、特にありません。
議長	番号 2-292 につきまして何かご意見、ご質問等はありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	特にない様でございますので、番号 2-292 につきまして可としてよろしい でしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	「異議なし」と認めます。
	番号 2-292 につきましては「決定」する事とします。
	以上で議案第 4 号は終わります。
	議案審議は全て終了します。
議長	議事が終わりましたので、ここで 10 分ほど休憩をとりたいと思います。
	(休憩時間)
	(3 時 45 分再開)
議長	それでは時間になりましたので、総会を再開したいと思います。
事務局	3 協議事項
事務局	①農地利用調整会議後の処理について
	・農地利用調整会議結果一覧表について説明をする。(会議資料 P16、P17)
	・対象農地の担当分け、今後の処理について説明をする。
	・質疑応答をする。
	②農地賃貸借料情報について
事務局	・南箕輪村農地賃貸借料情報について説明をする。(会議資料 P18、P19)
	・質疑応答をする。
	③農地あっせんについて

	<p>1件6筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P20～P22) ・補足説明をする。 ・特に問題はありませんので、このあっせん事業を進めていく事とする。
事務局 議長	<p>④農地借受け希望について</p> <p>2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地借受希望申出書について説明をする。(会議資料 P23、P24) ・補足説明をする。 ・1件目は、畑はあるのでハウスを探していると、2件目は野菜の栽培という事で主にアスパラガスを作るという事ですので、どこか良い畠があれば連絡をお願い致します。
事務局 渡邊健寛委員 議長	<p>4 その他</p> <p>①人・農地プランについての話し合いについて説明をする。 (2月18日、村民センター、午前11時～開催予定)</p> <p>②「第18回明日に翔け！上伊那ファーマーズの集い」開催要領、進行予定表について説明をする。(会議資料 P25、P26)</p> <p>③HACCP(=ハサップ)研究会、食品衛生法の改正、新営業許可・届出制度(令和3年6月から)について説明をする。(会議資料 P27～P29)</p> <p>④農業委員会手帳カレンダーの訂正について説明をする。(会議資料 P30) (令和3年の祝日変更に関するご案内について)</p> <p>⑤農地基本台帳の送付について説明をする。(2月22日～)</p> <p>⑥当面の日程について説明をする。</p> <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会時の傍聴人について質問をする。 ・南箕輪村農地賃貸借料情報(会議資料 P18、P19)について問い合わせをする。
唐木義秋委員 唐澤喜廣委員 議長	<p>以上で議長の職を解かさせていただきます。</p> <p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第8回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後4時28分終了)</p>

以上、第8回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和3年2月26日

議長 高木繁雄 

議事録署名委員 唐木義秋 

議事録署名委員 松澤良行 